

## (仮称) 松本市犯罪被害者等支援条例の制定について

### 1 条例制定の目的

犯罪被害者等が社会から取り残されることなく、基本的人権が尊重され、受けた被害から早期に回復、軽減を図り、日常生活を再建できるよう、支援体制を構築することを目的とした条例を制定します。

### 2 経過

- |               |  |
|---------------|--|
| H 1 6 . 4     | 犯罪被害者等基本法制定  |
| R 2 . 9 . 1 8 | 坂城町犯罪被害者等支援条例制定  |
| 4 . 4 . 1     | 長野県犯罪被害者等支援条例制定  |
| 5 . 4 . 1     | 千曲市、佐久市が条例を制定  |
| 5 . 2 5       | 中野市で4人が殺害される事件が発生<br>以後、中野市、塩尻市、須坂市、東御市、安曇野市が<br>条例を制定 |

### 3 条例の基本的な考え方

- (1) 本市に求められる犯罪被害者等支援の在り方について、警察、弁護士会等の関係機関からの意見も参考にして、実情に即したものとなるよう検討します。
- (2) 犯罪被害者等に負担をかけることなく、市が主体的に各種相談や支援を提供できるものとします。
- (3) 国や県の制度を踏まえて、中長期的な費用負担等の軽減を図るものとします。

### 4 条例の主な内容

- (1) 犯罪被害を受けたことにより、日常生活が立ち行かない被害者等に対し、社会福祉資源を活用した日常生活の相談支援体制を構築し、被害からの回復、軽減を目指します。
- (2) 裁判や医療カウンセリングなど長期化が予想されるため、一時金とは別にこれらに対する費用負担制度を創設し、伴走型の支援を行います。
- (3) 犯罪被害者等に対する支援の必要性の社会的認知の向上を図るとともに、安心して暮らし続けられるまちを目指します。

### 5 今後のスケジュール

- (1) 松本市経済文教委員協議会で、条例骨子(案)を示し、意見を聴取します。
- (2) 委員協議会終了後、パブリックコメントを実施します。
- (3) 審議会及び委員協議会の意見、パブリックコメント等の結果を踏まえ、令和6年中の条例制定を目指します。